

協議事項 1
(即付議議案第 5 号)

- 1 協議事項名 平成 30 年度徳島県社会教育主事（文化財教育）選考採用試験実施要領について
- 2 協議理由 平成 30 年度徳島県社会教育主事（文化財教育）選考採用試験実施要領を制定する必要があるため
- 3 根拠法令 教育公務員特例法第 15 条

教 育 文 化 課

平成30年度徳島県社会教育主事（文化財教育）選考採用試験実施要領（案）

1 採用人員

徳島県社会教育主事（文化財教育） 2名

2 採用予定日

平成30年4月1日

3 職務の内容

県教育委員会等において、社会教育事業及び文化財保護に関する業務その他の行政事務を処理する。

4 応募資格

(1) 次の①～④のいずれにも該当する者とする。

- ① 昭和43年4月2日以降に生まれた者
- ② 学校教育法に基づく大学（大学院を含み、短期大学を除く。）において考古学、歴史学その他これらに類する学科等の課程を卒業又は修了した者
- ③ 埋蔵文化財調査についての知識を有し、行政機関等における正規の職員として5年以上の行政発掘等の経験を有する者。ただし、埋蔵文化財の発掘・整理に調査主任又は責任者として従事し、かつ担当した遺跡の発掘調査報告書を作成、又は保存科学にかかる業務に従事した者に限る。
- ④ 社会教育主事の資格を有する者又は平成30年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

(2) (1) の要件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は応募できない。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験日時、試験会場及び合格発表

	試験日時	試験会場	合格発表	
第1次 試験	平成29年7月21日（金） 受付 9:00～ 論文試験 9:40～12:10 教養試験 13:20～14:50	徳島市万代町1-1 徳島県庁11階 講堂	8月 上旬	合格者は徳島県庁西側の掲示板に発表するとともに、合格発表日の翌日から、徳島県ホームページ上にも掲載する。 なお、受験者全員に合否に関わらず、結果を文書で通知する。
第2次 試験	平成29年8月中旬予定 ※日時及び場所は、第1次試験合格者に別途通知する。		9月 下旬	

徳島県ホームページアドレス (<http://www.pref.tokushima.jp/>)

6 試験の方法及び内容

区分	種目	方法及び内容	配点
第1次 試験	論文試験	考古学の方法論、埋蔵文化財業務及びその専門的知識について問う。(記述式、2時間30分)	200点
	教養試験	公務員として必要な教養及び知識について問う。(択一式、30題、1時間30分)	60点
第2次 試験	論文試験	文化財保護行政のあり方について問う。(記述式、2時間)	100点
	口述試験	専門性、人物等について審査する。(個別面接20分／1人)	100点

7 応募手続

(1) 受付期間等

受付期間	平成29年5月24日（水）から5月31日（水）まで
申込方法	<p>(1) 郵送 封筒の表に「文化財教育選考採用試験申込」と朱書きし、「書留郵便」により、徳島県教育委員会教育文化課（770-8570徳島市万代町1-1）宛送付。5月31日（水）消印有効。</p> <p>(2) 持参 受付期間中の執務日の午前9時から午後5時までに徳島県教育委員会教育文化課に提出。受付期間経過後の申込み不可。</p>
受験票	申込者に対し受験票を送付。7月10日（月）までに到着しない場合は、電話(088-621-3186)で教育文化課まで連絡のこと。

(2) 応募書類（各1通）

- ① 履歴書（市販の日本工業規格（JIS）のもの。写真貼付、連絡先記入のこと。）
- ② 大学卒業証明書又は大学院修了証明書
- ③ 成績証明書（大学学部以上）
- ④ 行政発掘（埋蔵文化財の発掘・整理）にかかる調査歴及び保存科学にかかる業務歴を記入した書面（様式自由：調査機関・調査主任歴・責任者歴・遺跡名・調査期間を明記のこと。）及びそれを証する資料
- ⑤ 報告書（執筆分）、論文等の別刷（コピー可）及びそのリスト
- ⑥ 官製はがき（受験票として使用する。表面に受験票送付先の郵便番号・住所・氏名を記載し、裏面未記入のもの。）

※書類は返却しない。

8 試験結果の口頭による開示請求について

この試験の結果については、受験者本人（不合格者に限る。）が次のとおり口頭で開示を請求することができる。

(1) 開示内容

総合得点及び総合順位

(2) 開示期間

第1次試験及び第2次試験のそれぞれの結果発表の日の翌日から1月間。

ただし、執務日の午前9時から午後5時まで。

(3) 開示場所

徳島県教育委員会教育文化課（徳島県庁 9階）

なお、電話、はがき等による請求は不可。

(4) 本人を確認するために提示を求める書類

本人の顔写真が貼付された証明書類（運転免許証、学生証、旅券等）

9 給与

給料は、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）等の規定により、採用前の行政機関等での実務経験等に応じて決定されます。

また、諸手当として、地域手当や期末・勤勉手当が支給されるほか、該当者には、扶養手当等が支給されます。

10 その他

(1) 駐車場に限りがあるため、公共の交通機関を利用のこと。

(2) 自然災害等により試験の実施が困難な場合は日程等を変更することがある。なお日程等を変更する場合は、徳島県ホームページ及びNHK、四国放送を通じて連絡する。